

山口市就学援助制度の適正化に向けた

提 言 書

令和7年3月18日

山口市就学援助制度適正化検討委員会

山口市就学援助制度の適正化に向けた提言

(1) 需要額算定上の課題について

現在、本市が需要額算定に使用している生活保護基準は、多くの自治体でも使用している平成24年12月時点の基準ではあるが、10年以上前の基準であり、国の補助事業である特別支援教育就学奨励費においても見直しが行われたことから、本市においても、真に経済的に支援が必要な世帯へ十分な支援が行われるように見直しを検討するべきと考える。

ただし、現在就学援助に認定されている世帯に影響があるため、需要額の算定方法を変更する際は、適切に周知を行い、必要であれば、市の福祉機関などとも連携し、急な変更にならないように配慮いただきたい。

また、使用する生活保護基準については、本市の就学援助の目的である、真に経済的に支援が必要な世帯への援助となるよう、最新の生活保護基準を使用するなど、本制度の趣旨を考慮し、適切な支援になるよう努められたい。

(2) 支給品目ごとの支給額の妥当性について

近年、国際的な原材料価格の上昇や、円安の影響から、物価が急激に上昇し、子どもたちの就学に係る費用も増加していくことが考えられる。本市においても、各学校の学校徴収金や修学旅行費は高騰が予想される。

学用品費の援助については、平成21年度から援助額が変わっていないため、適切な援助となるよう、援助額の見直しを要望する。

また、修学旅行費についても、令和8年度には大きな費用の高騰が見込まれるため、適切な援助となるよう、援助額の見直しについて検討されたい。

ただし、修学旅行費の援助については、上限を設けることが適切と考えるため、国の要保護児童生徒援助費補助金予算単価の動向を注視しつつ、各学校において費用が高額とならないよう、行先や移動手段などの見直しも検討されたい。

(3) その他留意点

就学援助の認定率が直近10年で大きく減少している理由として、晩婚化や多子世帯数の減少などが考えられるが、本制度の周知が十分でない可能性も考えられる。本市では、毎年度、児童・生徒を通じて保護者へのプリント配布や学校だよりへの掲載を行っているが、紙媒体のお知らせだけでなく、学校メールなどを活用して更なる周知を行うことも必要と考える。また、就学援助という言葉では伝わりにくいことも考えられるため、具体的な援助内容を踏まえた、分かりやすい言葉での周知方法も検討されたい。

資料集

目 次

	頁
1 本市の就学援助制度の現状と課題	
(1)本市の就学援助制度	1
(2)本市の状況	1
(3)県内各市の認定率の推移及び基準額	3
(4)本市の就学援助制度の適正化に向けたこれまでの取組み	5
① 就学援助制度の見直し	
② 平成19年度検討委員会の提言内容	
③ 平成23年度検討委員会の提言内容	
④ 平成26年度検討委員会の提言内容	
⑤ 平成29年度検討委員会の提言内容	
⑥ 令和2年度検討委員会の提言内容	
⑦ 本市制度の課題	
2 令和6年度制度内容の検証	
(1)検証項目	8
(2)検証内容	8
① 需要額算定上の課題について	
② 支給品目ごとの支給額の妥当性について	
Ⅰ 学用品費について	
Ⅱ 修学旅行費について	
3 その他	
山口市就学援助制度適正化検討委員会委員名簿	1 2
山口市就学援助制度適正化検討委員会会議内容	1 3
山口市就学援助制度適正化検討委員会設置要綱	1 4
山口市就学援助交付要綱	1 6

1 本市の就学援助制度の現状と課題

(1) 本市の就学援助制度

就学援助制度は、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して市町村は必要な援助を与えなければならない」と規定された学校教育法第19条に基づき、生活保護法第6条第2項に該当する要保護者と要保護者に準ずると認められる準要保護者を対象として、義務教育を受けるために必要な経費の援助を行うための制度であり、本市では、山口市就学援助費交付要綱を定め、就学援助を行う基準となる需要額の1.3倍未満(区分1)、1.3倍以上から1.5倍未満(区分2)、1.5倍以上から1.87倍未満(区分3)の3つの区分に分け、区分に応じた支給品目、支給額の就学援助を行っている。

※需要額・・・生活保護基準を基に算定した世帯の基準額

(2) 本市の状況

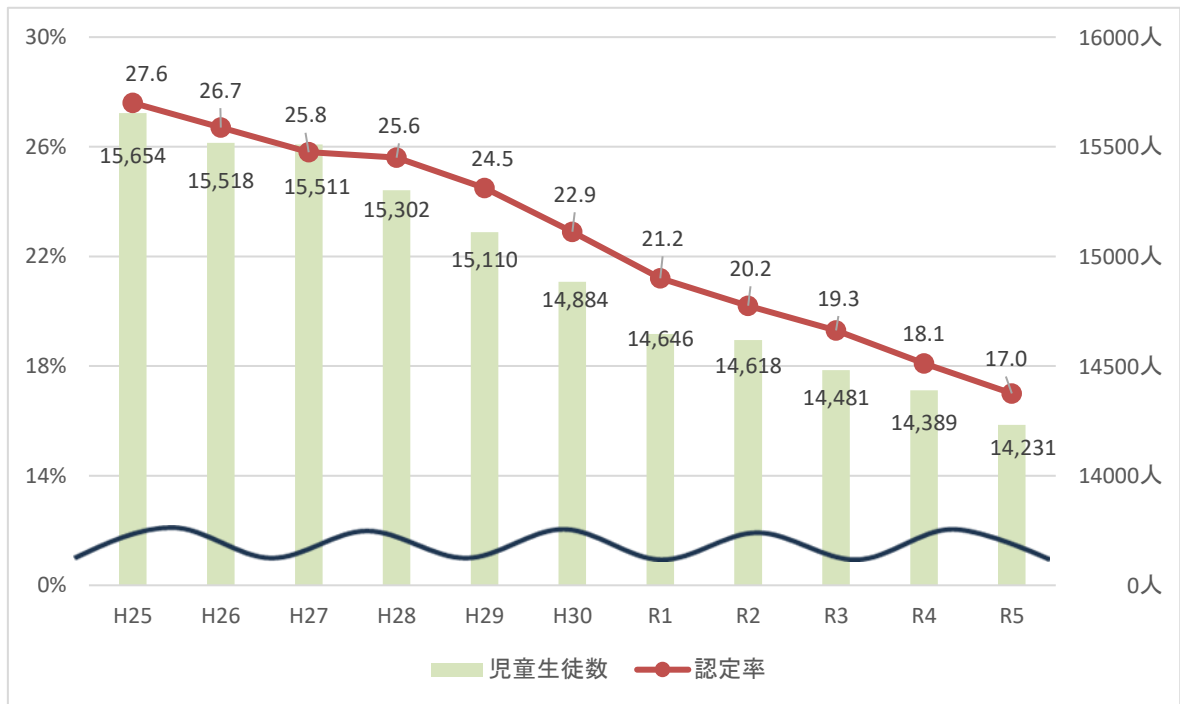
令和5年度の認定者数は、2,417人で、全小中学校児童・生徒に対する認定率は17.0%となっており、児童・生徒の約6人に1人が支給を受けている状況である。就学援助費支給総額は1億7,097万2千円となっている。

児童生徒数は、平成25年度から10年間で1,423人減少しており、認定率は、平成25年度から10.6ポイント減少している。【図1】

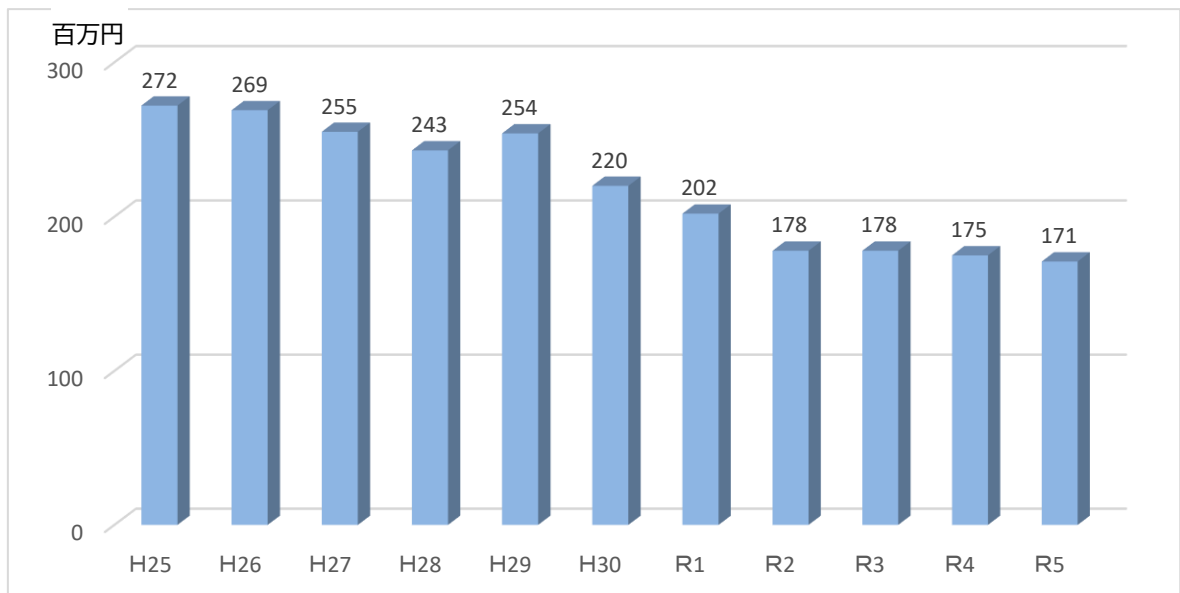
児童生徒数の減少や、認定率が平成25年度から減少に転じていることから支給総額も減少傾向になっており、平成25年度と比較すると約1億1百万円の減少となっている。【図2】

※認定率・・・全児童生徒数に占める就学援助費受給者の割合

【図 1】本市の児童生徒数及び認定率の推移



【図 2】本市の就学援助費支給総額の推移



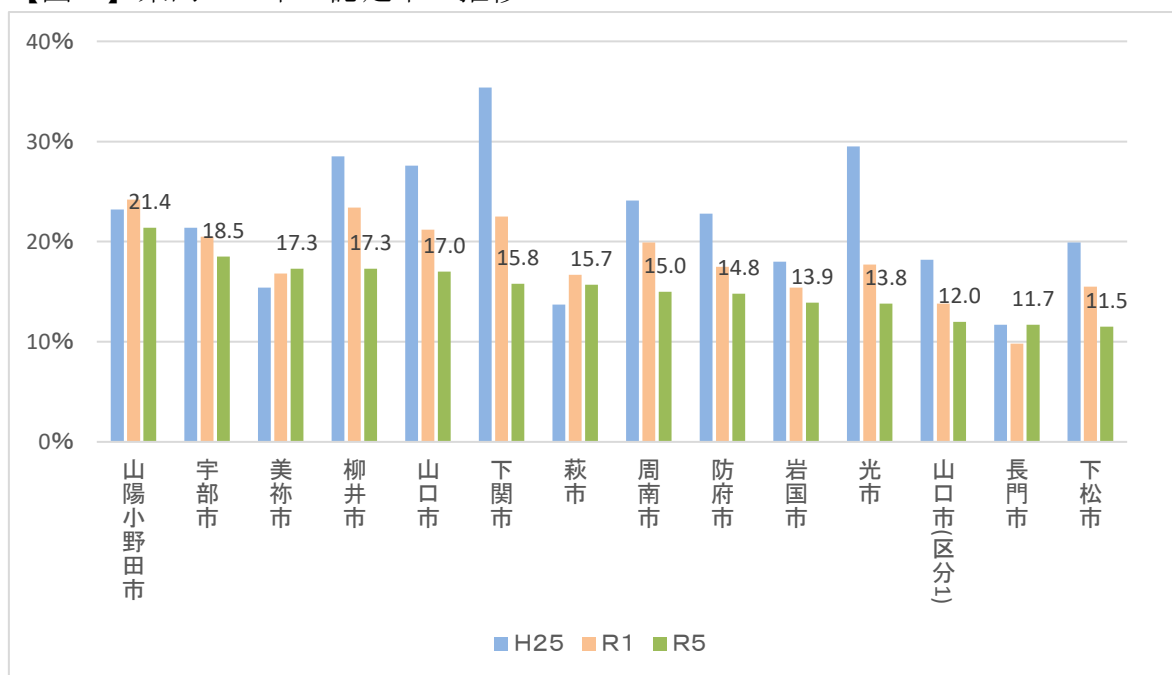
(3) 県内各市の認定率の推移及び基準額

県内13市における認定率の推移をみると、平成25年度と比較して、多くの市で認定率は減少傾向にある。多くの市で、就学援助を行う基準となる需要額の1.3倍未満を支給基準額の上限としており、令和5年度の認定率が一番高いのは山陽小野田市の21.4%で、一番低いのは、下松市の11.5%であり、本市の認定率は県内で高い方から5番目に位置している。20%超となっているのは、山陽小野田市のみである。【図3】

また、就学援助の認定基準は各市で設定するものとされており、需要額の算出のために使用している生活保護基準の使用年度も一律ではないが、本市を含む10市が平成24年度の保護基準を使用している。【図4】

※支給基準額・・・就学援助費の認否の基準となる額

【図3】 県内13市の認定率の推移



【図 4】 県内 13 市の就学援助認定基準

就学援助認定基準		
自治体名	収入または所得以外の認定項目	需要額算出根拠
山口市	・児童扶養手当の受給 ・国民年金が全額免除 他7項目	平成24年度保護基準額を基に算定
下関市	・児童扶養手当の受給 ・国民年金が全額免除 他2項目	最新の生活保護基準を基に算定
宇部市	・生活保護の停止・廃止 ・経済的理由によって、生活状態が悪く、就学困難と認めるもの	平成24年度保護基準額を基に算定
萩市	・市民税が非課税世帯の者 ・児童扶養手当全額受給者 他3項目	平成27年度保護基準額を基に算定
防府市	・児童扶養手当の受給 ・国民年金が全額免除 他7項目	平成24年度保護基準額を基に算定
下松市	・児童扶養手当の受給 ・市民税が非課税または減免 他5項目	平成24年度保護基準額を基に算定
岩国市	・児童扶養手当を受給中 ・市町村市民税が非課税 他8項目	平成24年度保護基準額を基に算定
光市	・児童扶養手当の受給 ・国民年金が全額免除 他5項目	平成24年度保護基準額を基に算定
長門市	・児童扶養手当の受給 ・市民税が非課税または減免 他5項目	令和5年度保護基準額を基に算定
柳井市		平成24年度保護基準額を基に算定
美祢市	・児童扶養手当の全額受給 ・市民税が非課税または減免 他6項目	平成24年度保護基準額を基に算定
周南市		平成24年度保護基準額を基に算定
山陽小野田市	・児童扶養手当の受給 ・生活保護の停止・廃止 他8項目	平成24年度保護基準額を基に算定

(4) 本市の就学援助制度の適正化に向けたこれまでの取組み

① 就学援助制度の見直し

平成17年度から準要保護者分について国庫補助金が廃止されたことから、全国の多くの自治体で就学援助制度の見直しについて検討が行われており、本市においても平成19年度に就学援助制度適正化検討委員会を立ち上げ、以降概ね3年を目処に制度の課題を検証し、適正化に向けた提言を行ってきた。

② 平成19年度検討委員会の提言内容

当時の制度は、基準より所得が1円でも上回れば「支給なし」、1円でも下回れば「全額支給」とする認定となっていたことから、所得階層に応じた段階的な支給を行うことが適切であるとの提言を行った。これにより、従来の支給基準額の算定を所得額から収入額に変更するとともに、収入額に対応した3段階の基準を設け、段階に応じた支給品目、支給金額に改正された。

また、支給金額が不足していた学用品費、新入学学用品費について適正額へ見直すことを提言したことを踏まえ、これらの経費について増額されるとともに、修学旅行費、校外活動費の経費も拡大された。

さらに、住宅扶助基準額の月額4万円については、生活保護に基づく借家特別基準を前提としているにもかかわらず、持家にも同様に適用されていることは適切でないと提言したことにより、持家は月額1万3千円に見直された。

③ 平成23年度検討委員会の提言内容

収入状況に応じた3段階の支給区分設定について検証し、需要額の1.3倍未満を真に支援すべき対象者として位置づけ、低所得者世帯にはより手厚い支援が行われており、適正に制度運用されていると評価した上で、世帯収入だけでは判断できない複雑な家庭環境にある児童・生徒も見受けられることから、数値による均一の基準に加えて、学校と連携しながら生活実態に即した基準づくりを検討するよう提言を行った。

また、住宅扶助基準（借家4万円、持家1万3千円）については、経済的理由により就学困難な児童・生徒のいる家庭には、必要な基準と考えられるため、今後も、持家、借家に差異を用いた基準額は必要であると提言した。

その他には、支援制度を知らず、申請を行っていないケースも考えられることから、広報手段の充実を図ることや、関係者（学校・福祉部局・民生委員等）と連携しながら、奨学金制度や無利子貸付などの他の制度も紹介し、より実態に即した支援を実施することも提言した。

④ 平成２６年度検討委員会の提言内容

支給基準算定の３区分方式は、収入状況に応じて段階的に支給を行うことを目的として導入した経緯があり、きめ細やかな本市特有の援助制度として定着していることから、当面は継続すべきであると提言を行った。

一方で、各区分の基準額（倍率）の設定の見直しについては、消費税増税や景気変動など先行き不安定な状況の中で、適正な基準額を定めるのは極めて困難であり、今は社会経済の動向を注視すべき時期であるとも提言した。

なお、県内比較をする中で、本市は比較的收入の高い世帯でも就学援助の受給対象になっており、その原因の一つに、住宅扶助基準が高いことがあげられ、借家を持家よりも優遇する合理的な理由に乏しいことから、借家の住宅扶助基準を持家と同一にすべきであると提言した。

また、支給品目、支給金額については概ね適切であり、児童・生徒の健康面に配慮して、給食費及び医療費は、優先的品目として取り扱う必要があると提言した。

就学援助費が本当に必要な世帯に適切に支給されるように、審査方法を検証するとともに、子どもの就学のために使われているかどうか調査を行うことも検討するよう要望した。また、制度の見直しを実施する場合には、必要に応じて段階的な見直しを行うなど、緩やかな変更措置や十分な周知等をするよう提言した。

⑤ 平成２９年度検討委員会の提言内容

支給基準算定の３区分方式は、本市特有の制度であるが、区分３に該当する世帯は比較的高い収入層に該当しており、真に支援が必要な世帯であるか慎重に判断するとともに、より支援が必要な区分の世帯への支援の在り方について検討するよう提言を行った。また、入学準備に係る経費は高額になることから、新入学学用品費の前倒し支給の導入について提言を行い、平成２９年度末から実施されている。

さらに、支給品目のうち、新入学学用品費、修学旅行費及び校外活動費については、国の要保護児童生徒援助費補助金予算単価を準用するよう、また、支払い回数については、学校現場や受給者からの意見を参考にしながら見直しするよう提言を行った。

その他、保護者の大きな負担となる制服の買い替えについて、現物支給も踏まえた支援の検討を要望した。

⑥ 令和２年度検討委員会の提言内容

本市の支給品目ごとの支給額については概ね妥当ではあるが、卒業アルバムについて、保護者負担も大きいことから、優先的品目とのバランスや購入率等も考慮しつつ、卒業アルバム代の支援について検討するよう提言を行った。

さらに、保護者の大きな負担となる制服や体操服の買い替えについて、現物支給も踏まえた支援の検討を要望した。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大が発端となって、教育現場におけるＩＣＴを活用した取り組みが拡充され、家庭への持ち帰り学習を行う際は、通信環境の整備費や通信費について支援するよう提言を行った。これにより、就学援助認定世帯を対象に、環境整備費及び通信費の補助金交付が実施されている。

その他、本市の就学援助の認定基準について、国が生活保護基準を段階的に見直す中で見直し前の保護基準を使用していることや、３区分方式を導入していることから、真に支援が必要な世帯への支援となっているかを慎重に判断し、社会経済を注視しながら、見直しについての検討を要望した。

⑦ 本市制度の課題

平成２５年度から、国が生活保護基準を段階的に見直す中で、本市では見直し前の基準額を採用して需要額を算出しているため、社会経済水準において、比較的収入の高い世帯も支援が受けられる制度となっている。

物価高騰の中で、真に経済的に就学困難な世帯への適切な支援制度となっているか、限られた教育予算の中で、持続可能な制度として運用されているか、この点を本市制度の課題とする。

2 令和6年度制度内容の検証

(1) 検証項目

本検討委員会では、下記項目について検証を行った。

援助のあり方に関する課題

① 需要額算定上の課題について

② 支給品目ごとの支給額の妥当性について

I 学用品費について

II 修学旅行費について

(2) 検証内容

① 需要額算定上の課題について

本市では需要額を算定するために、平成24年12月末時点の生活保護基準を使用しており、国が平成25年度から生活保護基準を段階的に見直す中で、この見直しを就学援助に反映させないでいたが、10年以上前の基準であるため、本市がめざす『真に経済的に就学困難な世帯への支援』として適切としていえるかどうかを検証した。

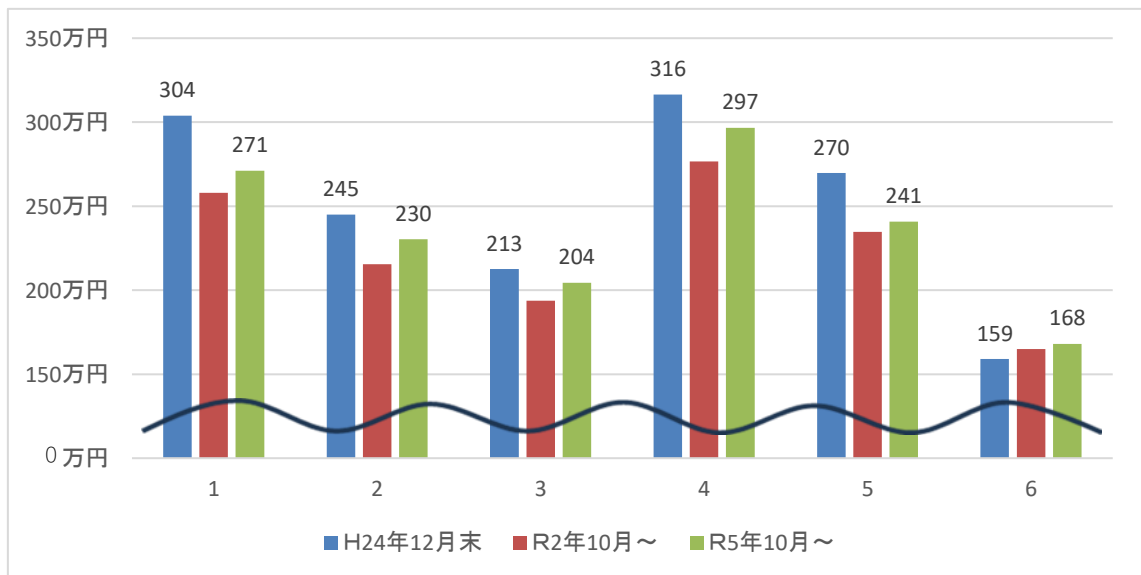
現在使用している平成24年12月時点の生活保護基準と令和2年10月時点、比較時の最新の基準である令和5年10月時点でモデル世帯ごとに需要額を算出し、比較した【図5】。

また、区分ごとの上限額を算出し、モデル世帯における就学援助認定になる世帯年収を算出し、比較した【図6】。

本市が現在使用している平成24年12月時点の基準額は、最新の基準と比較してほとんどの世帯構成で高くなっており、それに伴い就学援助受給者が比較的高い収入水準の層まで該当していることが確認できる。

【図 5】生活保護基準（需要額）の推移

	モデル世帯	H24年12月末	R2年10月～	R5年10月～
1	父40歳、母39歳、中1(12歳)、小5(10歳)、就学前(4歳)	3,037,920	2,579,360	2,711,396
2	父40歳、母39歳、小5(10歳)、就学前(4歳)	2,450,244	2,153,840	2,303,540
3	父40歳、母39歳、小5(10歳)	2,126,160	1,938,240	2,043,900
4	父33歳、母35歳、小6(11歳)、小4(9歳)、就学前(5歳)、就学前(1歳)	3,163,968	2,766,900	2,965,940
5	父46歳、母46歳、高校生(15歳)、中2(13歳)	2,696,916	2,347,640	2,408,216
6	母49歳、小4(9歳)児扶	1,590,048	1,650,050	1,680,950



【図 6】使用する生活保護基準による認定区分の上限額

	モデル世帯		H24 年 12 月 末	R2 年 10 月 ～	R5 年 10 月 ～
1	5人家族 父 40 歳、母 39 歳、中1(12 歳) 小5(10 歳)、就学前(4 歳)	需要額	3,037,920	2,579,360	2,711,396
		区分1	3,949,296	3,353,168	3,524,815
		区分2	4,556,880	3,869,040	4,067,094
		区分3	5,680,910	4,823,403	5,070,311
2	6人家族 父 33 歳、母 35 歳、小6(11 歳) 小4(9 歳)、就学前(5 歳) 就学前(1 歳)	需要額	3,163,968	2,766,900	2,965,940
		区分1	4,113,158	3,596,970	3,855,722
		区分2	4,745,952	4,150,350	4,448,910
		区分3	5,916,620	5,174,103	5,546,308

② 支給品目ごとの支給額の妥当性について

I 学用品費について

本市では、就学援助の区分1に認定された世帯に、小学生 16,300 円、中学生 27,900 円の学用品費を定額で支給している。

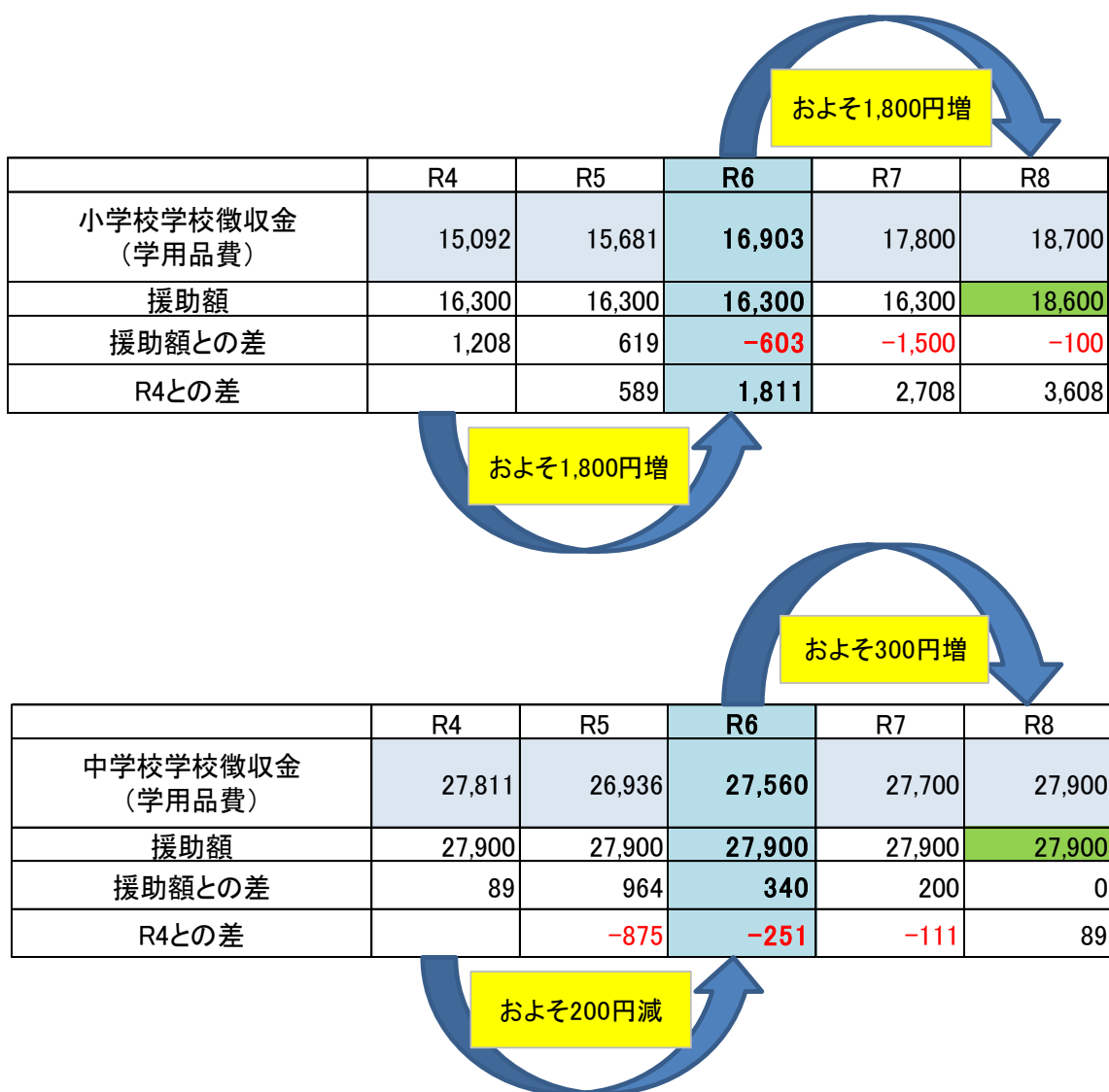
近年、国際的な原材料価格の上昇や、円安の影響から、物価が急激に上昇

している中、この金額は平成21年度の改正から変更していないため、実際の保護者負担額と相違があるのではないかと検証した。

そこで、各学校からの報告を基に、児童・生徒一人当たりの学校徴収金額を算出し、本市の支給する学用品費と比較した【図7】。

令和7年と8年の学校徴収金は見込みの金額ではあるが、小学校においては援助額を上回ることが予想される。

【図7】 学校徴収金の推移



Ⅱ 修学旅行費について

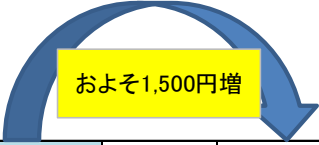
本市では、就学援助の区分1、2に認定された世帯に、国の要保護児童生徒援助費補助金予算単価を上限に、修学旅行で実際にかかった費用を支援している。

しかし、2024年問題によるバス代の高騰や、観光需要の拡大、燃料の高騰により、修学旅行費用は年々高騰していくことが予想されるため、援助額について適正かどうか検証を行った。

そこで、令和8年度までの修学旅行費用と援助額を比較した【図8】。

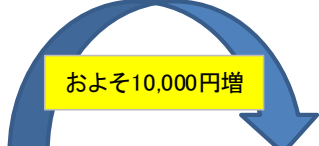
令和2年度から5年度までは、新型コロナウイルス感染症拡大による行先の変更や、旅行支援の補助があり、費用が抑えられていた。令和8年度には、多くの学校で今の補助額を上回ることが予想され、特に中学校は修学旅行先が関西方面ということもあり、大幅な費用増加が見込まれる。

【図8】修学旅行費の推移



	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
修学旅行平均額 (小)	19,492	9,036	16,396	17,062	20,775	22,634	22,573	24,189
援助上限	21,670	21,890	22,690	22,690	22,690	22,690	22,690	22,690
上限超え学校数	4	0	0	1	4	12※	6	16※
内35人以下	4	0	0	1	4	11※	5	10※
H31との差		-10,456	-3,096	-2,430	1,283	3,142	3,081	4,697

※合同開催の学校も1校ずつ計上



	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
修学旅行平均額 (中)	51,462	16,821	20,454	49,915	49,367	56,100	57,610	66,425
援助上限	60,300	60,910	60,910	60,910	60,910	60,910	60,910	60,910
上限超え学校数	0	0	0	0	0	2	3	11
内35人以下	0	0	0	0	0	2	2	4
H31との差		-34,641	-31,008	-1,547	-2,095	4,638	6,148	14,963

山口市就学援助制度適正化検討委員会委員名簿

令和6年度

委員構成	役職名	氏名
学識経験者	山口大学経済学部准教授	田 畑 雄 紀
	山口県立大学社会福祉学部准教授	横 山 順 一
児童生徒の 保護者代表	山口市PTA連合会会長	佐 伯 弘 明
民生委員児童 委員代表	山口市民生委員児童委員協議会 副会長	安 光 真裕美
	山口市民生委員児童委員協議会 副会長	佐々木 奉 文
地域代表	山口市自治会連合会	徳 本 忠 嗣
小中学校長代表	山口市立良城小学校長	宮 崎 康 生
	山口市立鴻南中学校長	濱 崎 美 幸

山口市就学援助制度適正化検討委員会会議内容

◆第1回 日時 令和6年10月10日（木）10:00～11:30

場所 山口市役所別館 第1会議室

議題 (1) 就学援助制度の現状と課題
 (2) 具体的検討項目の確認

◆第2回 日時 令和6年12月26日（木）10:00～11:30

場所 山口市役所別館 第1会議室

議題 就学援助制度の考察について

◆第3回 日時 令和7年3月5日（水）10:00～11:00

場所 山口市役所別館 第1会議室

議題 提言書（案）の審議について

山口市就学援助制度適正化検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の就学援助制度を真に経済的に就学困難な児童・生徒を援助する制度として適正化するため山口市就学援助制度適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は就学援助制度の基本的なあり方とその具体的な方策について調査研究し、山口市教育委員会に報告することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、山口市教育委員会が委嘱する委員10人以内で組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 小・中学校長
- (3) 小・中学校のPTA会長等
- (4) 民生委員・児童委員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、山口市教育委員会が委嘱した日から第2条の目的を達成するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、会議を運営する。
- 3 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は出席議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決定するところによる。

5 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月17日から施行する。

山口市就学援助費交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒」という。）若しくは翌学年の初めから小学校又は中学校に就学すべき者（以下「就学予定者」という。）の同法第16条に規定する保護者（以下「保護者」という。）に対して交付する援助費（以下「援助費」という。）の支給について必要な事項を定め、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 援助費は、本市に住所を有する、小学校又は中学校に在学する児童生徒又は就学予定者の保護者（山口市教育委員会により学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条に規定する区域外就学を承諾された児童生徒の保護者のうち、当該児童生徒を対象として本市以外の市町村から就学援助を受けていないものを含む。）であって、次の各号のいずれかに該当する者に交付する。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に定める者
- (2) 当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
 - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項 に基づく市民税の非課税
 - ウ 地方税法第323条に基づく市民税の減免
 - エ 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免
 - オ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
 - カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条第1項 に基づく国民年金保険料の減免
 - キ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収猶予
 - ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項に基づく児童扶養手当の支給
 - ケ 生活福祉資金による貸付け
- (3) 前2号に規定する者以外の者で、当該年度の前年の世帯収入（以下「収入額」という。）と特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額（以下「基準額」という。）の割合に応じ、次の区分に定める者
 - ア 収入額が基準額の1.3倍未満の者
 - イ 収入額が基準額の1.3倍以上1.5倍未満の者
 - ウ 収入額が基準額の1.5倍以上1.87倍未満の者
- (4) 前号に定める規定は、個人事業主については、当該年度の前年の世帯収

入を前年の世帯所得とし、また、基準額は所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第3項に定める給与所得控除額に相当する金額を差し引いた金額とする。

- （5） 前4号に規定する者以外の者で疾病、負傷、失業及び倒産等により収入が著しく減少し、又は皆無となり、申請のあった日（以下「申請日」という。）の当該年度の初日の属する年の世帯収入の合計見込額が、第3号に該当する者

- （6） 前5号に規定する者以外の者で、市長が特に必要と認める者

（対象経費）

第3条 援助費の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。ただし、就学予定者にあつては、第5号に掲げる経費に限る。

- （1） 学校給食費

本市が設置する小学校又は中学校における学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食に要する経費

- （2） 修学旅行費

児童生徒が、小学校又は中学校を通じて、それぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費

- （3） 校外活動費

ア 児童生徒が、小学校又は中学校を通じて参加する宿泊を伴わない校外活動に要する経費のうち、直接必要な交通費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費

イ 児童生徒が、小学校又は中学校を通じて、宿泊を伴う校外活動に1回参加するために要する経費のうち、直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費

- （4） 学用品費

児童生徒が通常必要とする学用品の購入費（児童生徒が通常必要とする通学用品の購入費を含む。）

- （5） 新入学児童生徒学用品費等

新たに入学する児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品等の購入費

- （6） 医療費

本市が設置する小学校又は中学校の児童生徒が学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病の治療に要した費用で各種保険控除後の保護者負担額

（申請等）

第4条 援助費の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める方法により教育委員会へ申請するものとする。

2 学校長又は山口市福祉事務所長が特に援助を必要と認めるときは、別に定める申請書に意見書を添えて市長へ援助費の交付を求めることができる。

（審査及び通知）

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、遅滞なく審査を行い、当該認定の結果を速やかに申請者に対して通知するものとする。

2 申請者は、申請に当たり、申請者及び同一世帯員の収入額並びに世帯の状況について、教育委員会が調査確認することに同意するものとする。

3 市長は、第1項の審査に必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

4 市長は、第1項の審査を行うため必要があるときは、学校長、山口市福祉事務所長及び民生委員の意見を求めることができる。

5 市長は、第1項の審査の結果、援助費の交付の決定をしたときは、当該申請に係る児童又は生徒の在学する学校の学校長に対し、当該認定結果を速やかに通知するものとする。

（認定の期間）

第6条 前条の規定により援助費の認定を受けた者（以下「被認定者」という。）が援助費を受けることができる期間（以下「認定期間」という。）は、次の各号のいずれかの期間とする。ただし、第9条に該当するときは、この限りでない。

（1）本市があらかじめ指定する申請期間内に第4条の申請を行い、申請が受理された場合は、認定のあった年度の4月1日から翌年の3月末日までの期間。ただし、就学予定者の保護者の場合は、当該申請を受理した日から当該年度の末日までの期間

（2）前号の本市があらかじめ指定する申請期間外に第4条の申請を行い、申請が受理された場合は、当該申請を受理した日が属する月の初日から当該年度の末日までの期間

（援助の方法）

第7条 援助費の給付は、金銭給付とする。

2 援助費は、原則として被認定者が指定する金融機関の口座に振り込むこととする。ただし、被認定者は、第3条第2号から第5号までの援助費の請求、受領及び返納に係る一切の権限を、当該被認定者の児童生徒が在学する学校の学校長（以下「学校長」という。）に委任することができる。

3 被認定者は、学校徴収金を滞納した場合には、前項ただし書に規定する援助費の請求、受領及び返納に関する一切の権限を学校長に委任することについて、あらかじめ同意しなければならない。

- 4 市長は、第3条第1号に定める学校給食費について、山口市学校給食費条例（令和3年山口市条例第6号）に基づく被認定者の納付額に対する援助費は山口市学校給食費へ振り替えるものとする。ただし、既に、被認定者が山口市学校給食費を支払った場合は、被認定者が指定する金融機関の口座に振り込むこととする。
- 5 市長は、第3条第6号に定める医療費について、児童生徒が受診した医療機関等の請求に基づき、当該医療機関等に支払うものとする。ただし、既に、被認定者が当該医療機関等に支払った場合は、被認定者が指定する金融機関の口座に振り込むこととする。

（支給金額）

第8条 前条の規定による給付の額は、別表に定めるところによる。

2 前項にかかわらず、新入学学用品費について、前年度に就学予定者の保護者として既に給付を受けている者に対しては、支給を行わない。ただし、別表に定める給付の額が、前年度に支給した額から増額された場合は、差額を支給する。

（停止及び返還）

第9条 市長は、被認定者及び被認定者の児童生徒若しくは就学予定者が次のいずれかに該当するときは、第6条に規定する認定期間中であっても援助費の支給を停止することができる。

- （1） 援助費の交付を必要としなくなったとき。
- （2） 当該年度中に第2条第2号のいずれにも該当しなくなったとき。
- （3） 他市町村に転出したとき。
- （4） 被認定者の児童生徒が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する児童養護施設又は同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所したとき。
- （5） 被認定者の児童生徒が学校教育法に規定する特別支援学校に入学したとき。
- （6） 援助費を目的以外に使用したとき。
- （7） 虚偽の方法によって援助費を受けたとき。
- （8） 被認定者の児童生徒が長期欠席又はこの援助の認定基準に該当しなくなったとき。

2 前項に伴う精算がある場合は、市長は、既に支給した援助費の全部又は一部をその者から返還させることができる。

（その他）

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。ただし、平成18年度の就学援助費の交付にあつては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。ただし、平成20年度の就学援助費の交付にあつては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(特例措置)

2 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間、別表中「
第2条3号イに該当する者

区分	小学校		中学校	
	1年生	2～6年生	1年生	2～3年生
学校給食費	実費（1食あたり単価×実食回数）×1／2（小数点未満端数切捨て）		実費（1食あたり単価×実食回数）×1／2（小数点未満端数切捨て）	

」とあるのは、

第2条3号イに該当する者

区分	小学校		中学校	
	1年生	2～6年生	1年生	2～3年生
学校給食費	実費 （1食あたり単価×実食回数）		実費 （1食あたり単価×実食回数）	

とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

(阿東町の編入に伴う経過措置)

2 山口市阿東地域の対象者への就学援助費については、平成22年1月16日から同年3月31日までの間に限り、山口市（阿東地域）就学援助費交付要綱により支給するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(特例措置)

2 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間、別表中「

第2条3号イに該当する者

区分	小学校		中学校	
	1年生	2～6年生	1年生	2～3年生
学校給食費	実費（1食あたり単価×実食回数）×1／2（小数点未満端数切捨て）		実費（1食あたり単価×実食回数）×1／2（小数点未満端数切捨て）	

」とあるのは、

第2条3号イに該当する者

区分	小学校		中学校	
	1年生	2～6年生	1年生	2～3年生
学校給食費	実費 （1食あたり単価×実食回数）		実費 （1食あたり単価×実食回数）	

とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、第2条第3号中「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる基準額」とあるのは、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる基準額（ただし、住宅扶助基準は保護者が居住する家屋が借家の場合は、26,000円をその基準額とする。）」とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年12月15日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成29年度に小学校又は中学校に入学した児童生徒の保護者で第6条の規定による当該児童生徒に対する援助費の認定の始期が平成29年4月1日である者に対する新入学学用品費の支給金額は、第8条の規定により、当該小学校に
入学した児童1人につき40,600円、中学校に入学した生徒1人につき47,400円とする。ただし、新入学学用品費を既に支給した場合は、支給した額との差額を支給する。
- 3 中学校への就学予定者である小学校6年生の保護者で既に平成29年度において当該児童を対象とする援助費の認定を受けた者は、第4条の規定に基づ

く、平成29年度就学予定者に対する援助費の申請書が提出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月18日から施行する。ただし、令和3年度の就学援助費の交付にあつては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月25日から施行する。ただし、令和5年度の就学援助費の交付にあつては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

第2条第1号、第2号アからケまで、第3号ア、第4号、第5号又は第6号に該当する者（ただし生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている場合、教育扶助と同一の費目を除く。）

区分	小学校		中学校	
	1年生 (就学予定者を含む)	2～6年生	1年生 (就学予定者を含む)	2～3年生
学校給食費	実費 (1食当たり単価×実食回数)		実費 (1食当たり単価×実食回数)	
学用品費	16,300円		27,900円	
新入学学用品費	57,060円	—	63,000円	—
修学旅行費	実費 (限度額22,690円)		実費 (限度額60,910円)	
校外活動費泊無し	実費 (限度額1,600円)		実費 (限度額2,310円)	
校外活動費泊付き	実費 (限度額3,690円)		実費 (限度額6,210円)	
医療費	実費		実費	

第2条第3号イに該当する者

区分	小学校		中学校	
	1年生 (就学予定者を含む)	2～6年生	1年生 (就学予定者を含む)	2～3年生
学校給食費	実費(1食当たり単価×実食回数)×1/2 (小数点未満端数切捨て)		実費(1食当たり単価×実食回数)×1/2 (小数点未満端数切捨て)	
新入学学用品費	57,060円	—	63,000円	—
修学旅行費	実費 (限度額22,690円)		実費 (限度額60,910円)	
医療費	実費		実費	

第2条第3号ウに該当する者

区分	小学校		中学校	
	1年生	2～6年生	1年生	2～3年生
学校給食費	実費(1食当たり単価×実食回数)×1/2 (小数点未満端数切捨て)		実費(1食当たり単価×実食回数)×1/2 (小数点未満端数切捨て)	
医療費	実費		実費	